

2018年9月27日

第1回 都市計画審議会

守谷市の現状と コンパクトシティ

守谷市 都市計画課



1. 立地適正化計画とは

- 1-1. 守谷市における都市計画の方針・・・3
- 1-2. これからのまちづくり・・・・・・・・4
- 1-3. 立地適正化計画の策定・・・・・・・・5
- 1-4. 立地適正化計画策定のメリット・・・8
- 1-5. 立地適正化計画策定の目的・・・・・・・・12

2. 守谷市の現状

- 2-1. 本市の位置と近年の発展・・・・・・・・14
- 2-2. 人口の推移・・・・・・・・・・15
- 2-3. 公共交通の状況・・・・・・・・・・21
- 2-4. 建物施設の状況・・・・・・・・・・23
- 2-5. 土地利用と住宅の状況・・・・・・・・26
- 2-6. 医療・福祉の状況・・・・・・・・・・31
- 2-7. 防災の状況・・・・・・・・・・・・・33
- 2-8. 課題のまとめ・・・・・・・・・・・・・35

3. 守谷市立地適正化計画に向けて

- 3-1. 立地適正化計画策定までの予定・・・37

1. 立地適正化計画とは

1-1. 守谷市における都市計画の方針

本市の都市計画における方針

「守谷市都市計画マスタープラン」都市づくりの基本理念

1. 水と緑の環境、豊かな歴史・風土を残し、活かして、次の世代に継承する
2. 美しく相互に調和の取れた都市景観・街並みを形成する
3. わかりやすい都市構造、快適で使いやすい都市機能・都市空間をつくる
4. 安心して暮らし続けることのできる地域の環境、社会を築き、新たな生活と文化を育む
5. 市民・企業・行政による「協働のまちづくり」を推進する

都市フレーム

市街化圧力を計画的に受け止めつつ良好な都市環境を維持できる都市人口・密度を考慮して将来都市フレームを設定

都市の骨格構造

都市フレームの枠内で望ましい緑豊かな都市環境と都市生活を支える都市の骨格的な構造を設定



1-2. これからのまちづくり

コンパクトシティの必要性

- コンパクトシティとは、暮らしに必要な医療・福祉・商業等の生活サービス機能にアクセスしやすい居住地を形成することで、暮らしやすく持続可能な都市構造を構築すること
- これらの都市課題が存在する中で、市の財源は限られている。
- 限られた資源の集中的・効率的な利用で持続可能な都市・社会を実現し、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点からの取り組みを強力に推進する必要がある。

人口の拠点に居住や
都市機能を集約した、
コンパクトな都市構造



それらの拠点をつなぐ
交通ネットワーク

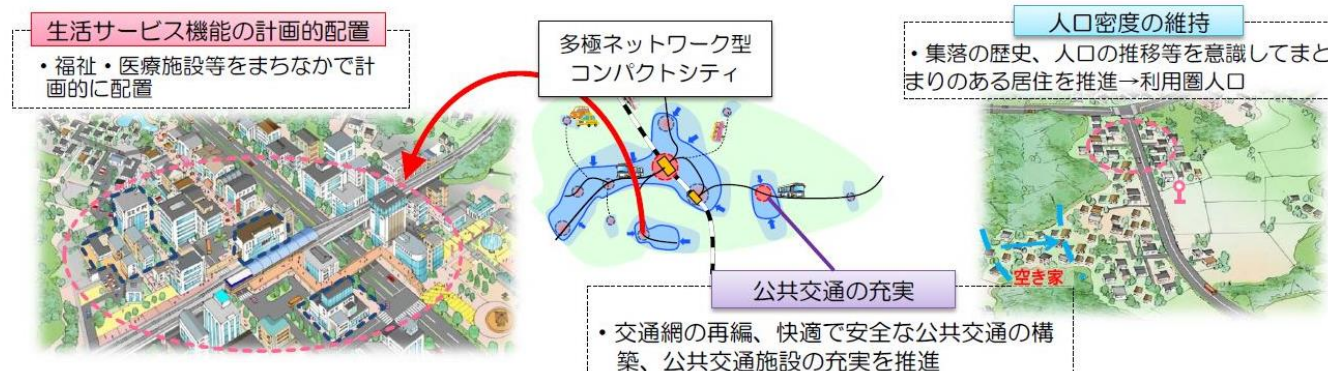


持続可能な都市を実現

多極ネットワーク型コンパクトシティ

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。



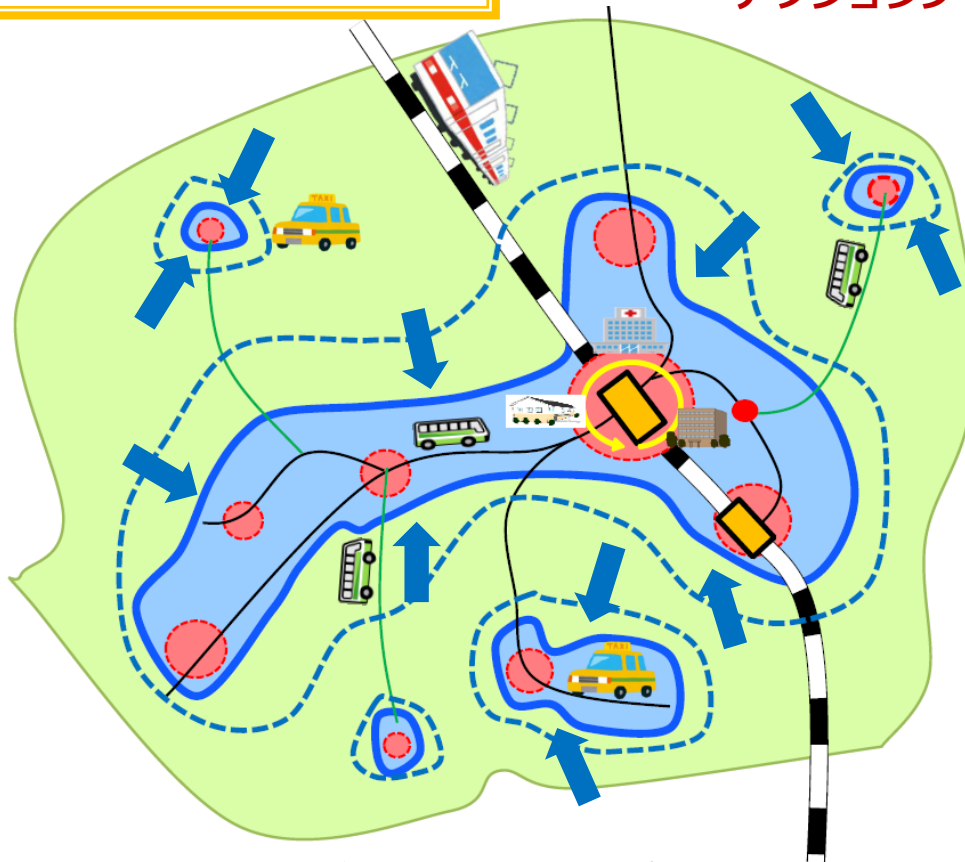
1 - 3 . 立地適正化計画の策定

立地適正化計画とは

- 居住や都市の生活を支える機能の誘導による、コンパクトなまちづくりの実現に向けたアクションプラン
- 居住や都市機能を誘導する具体的なエリアを設定し、都市機能として誘導する施設や誘導施策を定める

立地適正化計画

コンパクトシティ実現のための アクションプラン



■多極ネットワーク型コンパクト シティのイメージ

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセス可能
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する

1 - 3 . 立地適正化計画の策定

立地適正化計画で定める事項

■ 立地適正化計画の主な事項

誘導方針	・ 住宅及び都市機能施設の立地の適正化に関する基本的な方針
居住誘導	・ 居住誘導区域及び居住を誘導するための施策
都市機能誘導	・ 都市機能誘導区域及び誘導すべき施設、並びに当該施設の立地を誘導するための施策

■ 立地適正化計画の区域

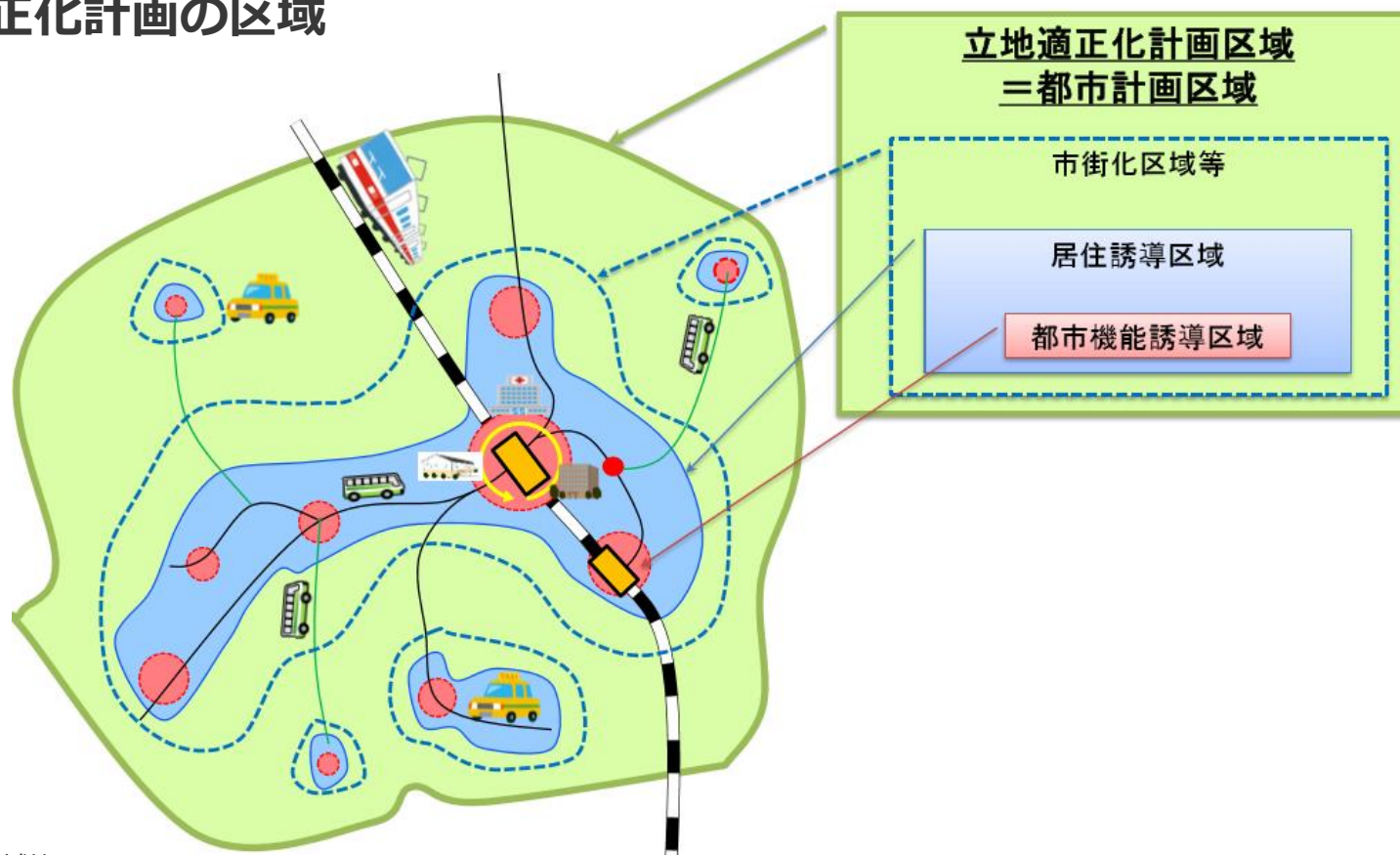


図 立地適正化計画の区域等

出典：改正都市再生特別措置法等について【平成27年6月1日時点版】（国土交通省）一部改変

1 - 3 . 立地適正化計画の策定

立地適正化計画の区域と定める内容

区域の概要

定める内容

居住 誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて**人口密度を維持**することにより、**生活サービスやコミュニティが持続的に確保**されるよう、居住を誘導すべき区域

- 居住を誘導する区域**
- 居住を誘導する市町村の施策**
(例：まちなか居住への助成、公共交通の確保 等)

都市機能 誘導区域

医療・福祉・商業等の**都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約**することにより、これらの**各種サービスの効率的な提供を図る**区域

- 誘導施設**：医療・福祉・商業等の誘導したい機能
- 誘導施設を誘導する区域**
- 誘導施設を誘導する市町村の施策**
(例：誘導施設の整備に対する支援施策、公的不動産の提供や支援方針、市町村による誘導施設の整備や歩行空間の整備 等)

その他（任意事項）：誘導施設等の整備に関する事業、居住調整地域等

1-4. 立地適正化計画策定のメリット

立地適正化計画の策定によってできるようになること

分野	関係施策との連携に当たって活用可能な支援措置	支援措置の概要
立地適正化区域内で活用可能な支援措置	都市・地域交通戦略推進事業（補助金）	- 立地適正化計画に位置づけられた<u>公共交通等の整備</u>について重点的に支援 - 居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、<u>都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等</u> 【補助率】 1 / 2
	空き家再生等推進事業	老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。
立地適正化計画に関連する地方財政措置	公共施設等の適正管理に係る地方財政措置	- 公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、[1]個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業、<u>[2]立地適正化計画に基づく地方単独事業</u> 等に対し、<u>元利金の償還に対し地方交付税措置のある地方債措置等</u>を講じる - 平成30年度から、立地適正化計画に基づく地方単独事業等について、財政力に応じて交付税措置率を引き上げ（30%～50%） 【措置内容】 [1]充当率90%、交付税算入率50%、<u>[2]充当率90%、交付税算入率30%（～50%）</u> 等 【措置期間】 5年間

1-4. 立地適正化計画策定のメリット

立地適正化計画の策定によってできるようになること

分野	関係施策との連携に当たって活用可能な支援措置	支援措置の概要
都市機能誘導区域内で活用可能 又は 嵩上げ等のある 支援措置	都市再構築戦略事業	・ 地域に必要な都市機能（医療・福祉等）等の整備について支援 ・ 平成30年度においては、都市機能誘導区域面積の市街化区域等面積に占める割合が10%未満の都市については、事業要件である人口集中地区及び交通に関する要件を緩和。一方、同割合が50%以上の都市は、交付率を50%から45%へ引き下げ ・ 【補助率】 1 / 2 等
	都市機能立地支援事業	・ 人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能（医療・福祉等）を整備する民間事業者等に対して支援 ・ 【補助率】 1 / 2 等
	空間再編賑わい創出事業	・ 事業計画において誘導施設整備区（仮称）を定め、空き地等を集約 ・ →集約した土地に医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図る土地区画整理事業（「空間再編賑わい創出事業」）を創設 ・ →必要な手法を整備するとともに交付金（都市再生区画整理事業）及び都市開発資金貸付金（土地区画整理事業融資）により支援 ・ 【補助率】 1 / 2

1-4. 立地適正化計画策定のメリット

立地適正化計画の策定によってできるようになること

分野	関係施策との連携に当たって活用可能な支援措置	支援措置の概要
都市機能誘導区域内で活用可能 又は 嵩上げ等のある 支援措置	• 優良建築物等整備事業	- 土地の利用の共同化、高度化等に寄与する<u>優良建築物等の整備を行う事業</u>に対する支援 【補助率】 1 / 2 等
	• バリアフリー環境整備促進事業	- 市街地における<u>高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等</u>を促進 【補助率】 1 / 3
	• まち再生出資【民都機構による支援】	- 都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資 - 当該認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、<u>公共施設等＋誘導施設の整備費</u>が支援限度額

1-4. 立地適正化計画策定のメリット

立地適正化計画の策定によってできるようになること

分野	関係施策との連携に当たって活用可能な支援措置	支援措置の概要
居住誘導区域内等で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置	・ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業	・ 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別に助成 ・ 【補助率】3～7%
	・ 住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）事業	・ 良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、 <u>地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等</u> を行う事業に対する支援 ・ 【補助率】1/3 等
	・ 公営住宅整備事業（公営住宅の非現地建替えの支援）	・ 公営住宅を除却し、居住誘導区域内に再建等する場合、 <u>公営住宅整備事業において、除却費等に対する補助</u> ・ 【補助率】原則50%等

1 - 5 . 立地適正化計画策定の目的

立地適正化計画策定の目的と位置づけ

■本市の計画策定の目的

◎本市が直面する状況

- ・人口減少・高齢化の進行
- ・公共交通網の再編
- ・建物施設の老朽化
- ・守谷駅東口市有地の利活用
- ・医療・福祉施設に係る社会保障費負担
- ・防災対策

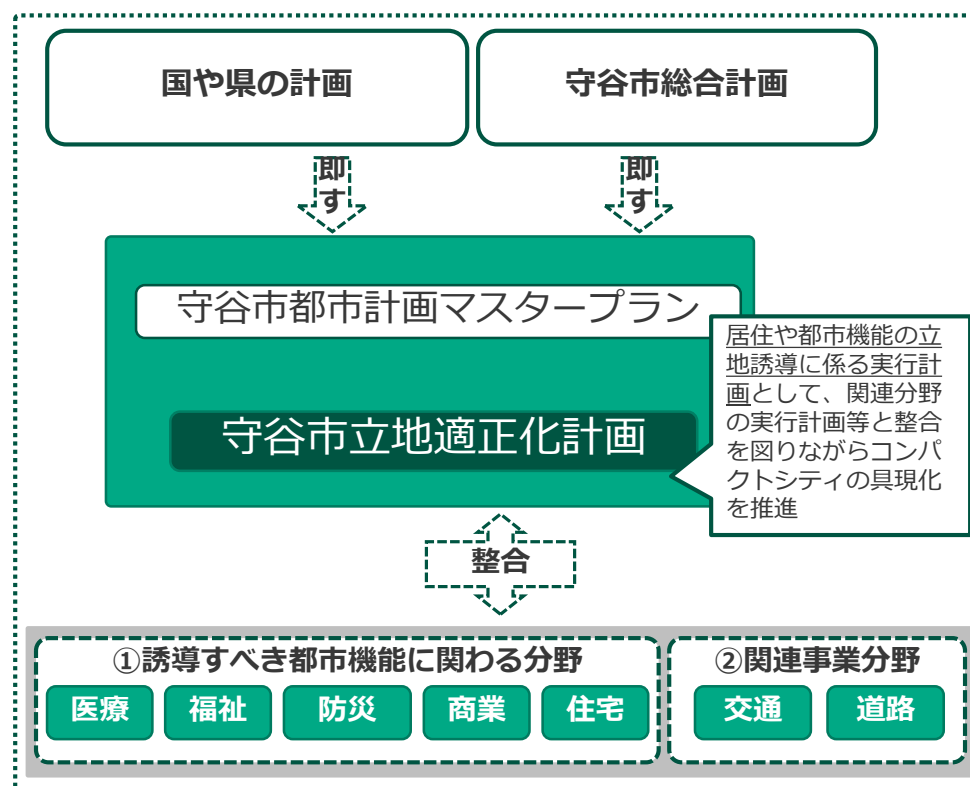


◎目的

- ・概ね20年後の守谷市の目指すべき姿を具体的に検討し、持続可能な都市構造への転換を図る
- ・公共交通網の再編に合わせた、都市機能の集約・複合など、各種取組と誘導施策の整合を図り、効率的に進める

■計画の位置づけ

- ・都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部とみなされる（都市再生法第82条）。



2. 守谷市の現状

2-1. 本市の位置と近年の発展

本市の位置

- 本市は、茨城県の南西端に位置し、東京都心から40km圏内にある。
- 東は取手市、西は常総市、北はつくばみらい市に隣接し、南は利根川を挟んで千葉県野田市と柏市に相對した面積35.71km²の市である。

近年の発展

- 平成17年に開業したつくばエクスプレスにより交通の利便性が大幅に改善され、東京都心部の秋葉原まで最短32分となった。加えて、守谷駅が関東鉄道常総線との乗換ターミナルとなったことから、守谷駅の利用客が大幅に増加した。
- つくばエクスプレスの開業や守谷駅周辺地区一体型土地区画整理事業の完工、大型商業施設の進出など、順調な都市基盤整備が図られ、平成20年には民間情報誌の全国都市における住みよさランキングにおいて総合第1位や、シティブランドランキング住みよい街2017第1位（日経B P総研）に選ばれた。

守谷市の位置



出典
第二次守谷市総合計画
守谷市都市計画マスタープラン

2-2. 人口の推移

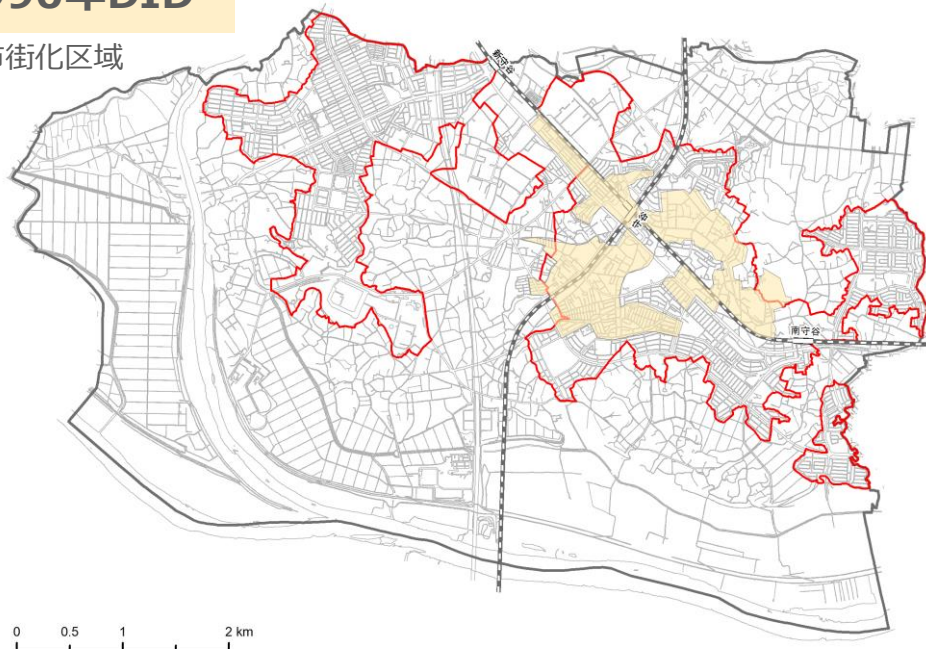
DID（人口集中地区）の推移

- DIDは1990年から2000年にかけて大きく拡大し、2015年には北守谷地区や南守谷地区、みずき野地区の全体に広がっている。
- 1990年から1995年にかけて、DID人口の大幅な増加がみられる。

1990年から2015年にかけてのDID面積

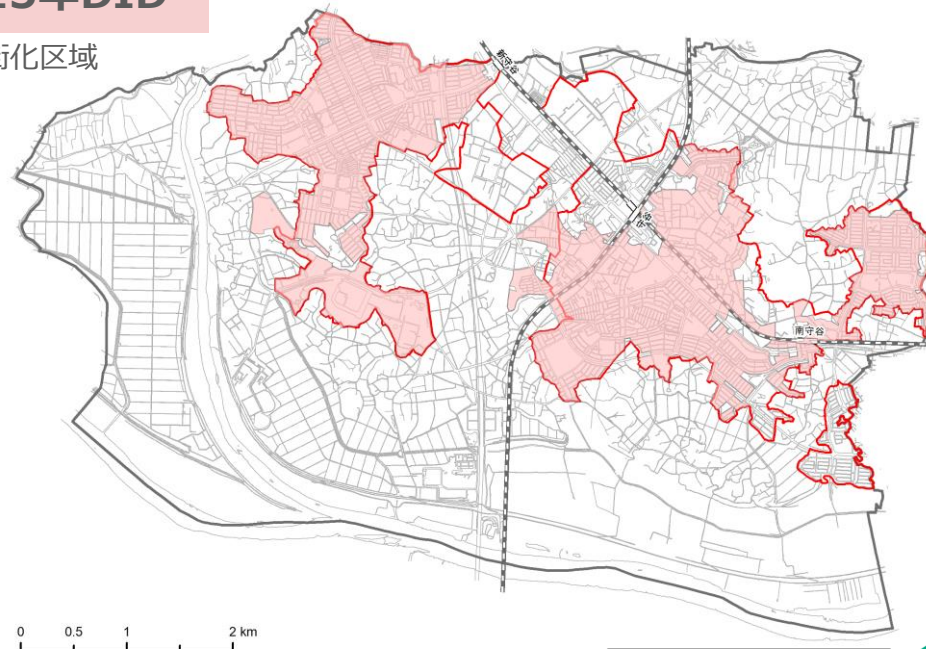
1990年DID

市街化区域

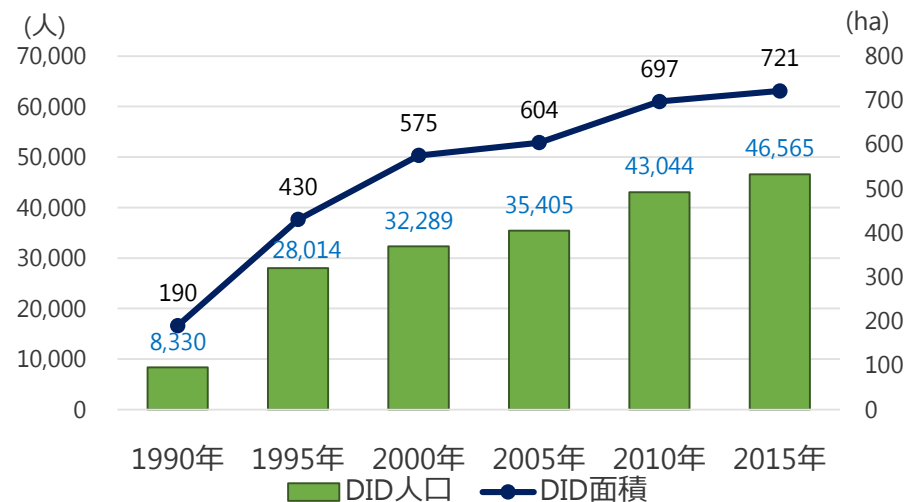


2015年DID

市街化区域



DID人口と面積の推移

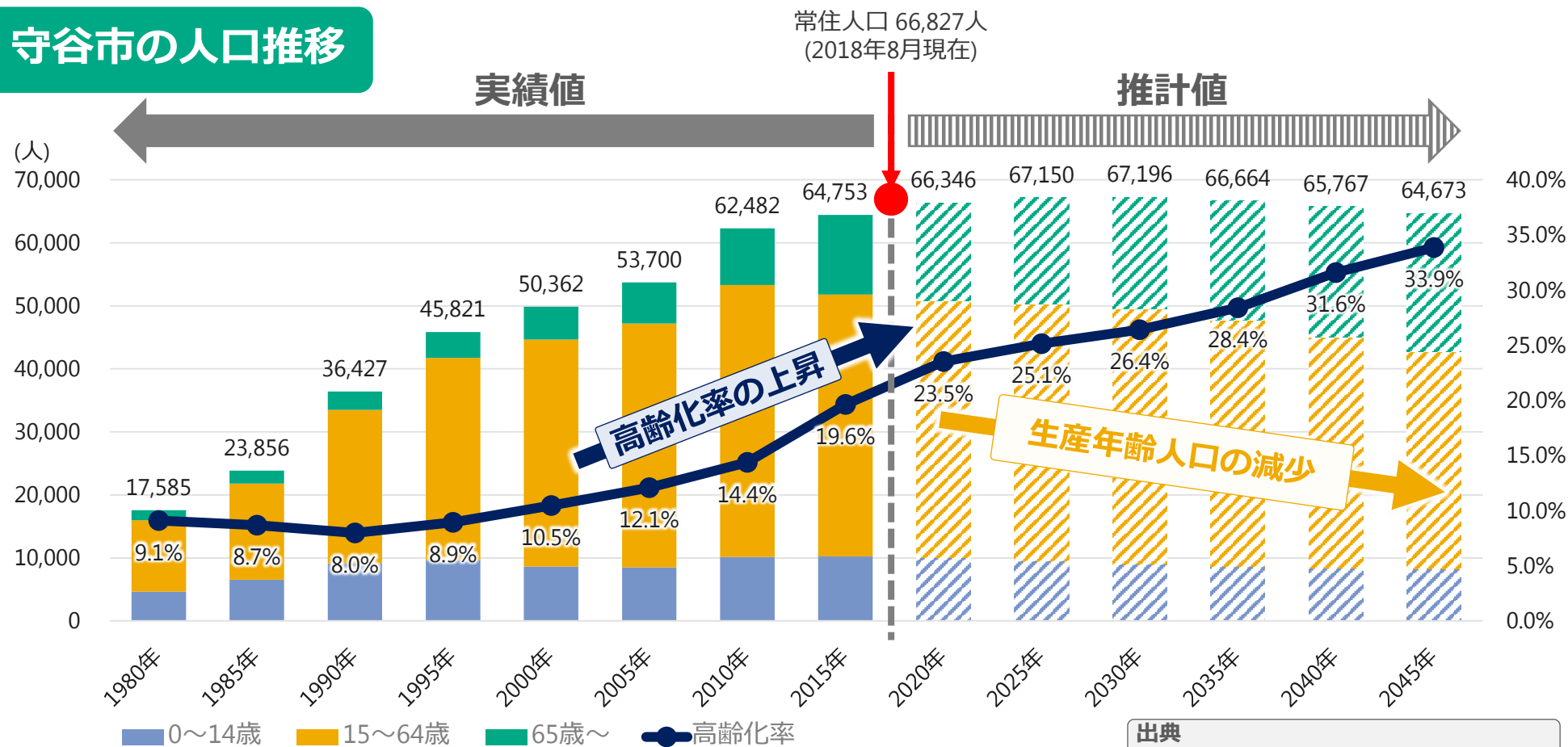


2-2. 人口の推移

本市全体の人口と3区分別年齢の推移

- 本市の人口は、1980年から2015年の35年間で、3.5倍以上となっており増加傾向であった。しかし、推計値を見ると2030年以降、本市の人口は減少していく予測である。
- **高齢化率の上昇が顕著**であり、2045年には33.9%となる。一方で、**生産年齢人口（15～64歳）は減少**する。

守谷市の人口推移



出典

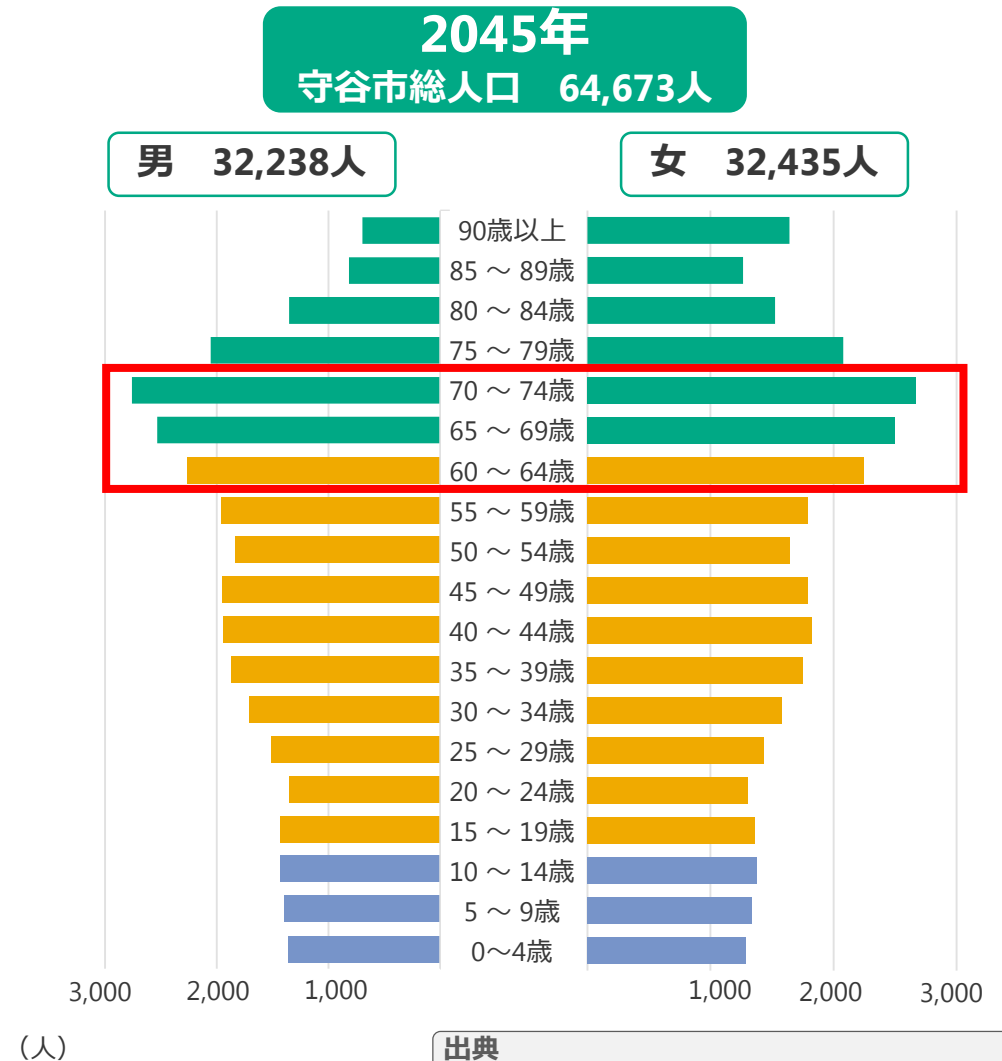
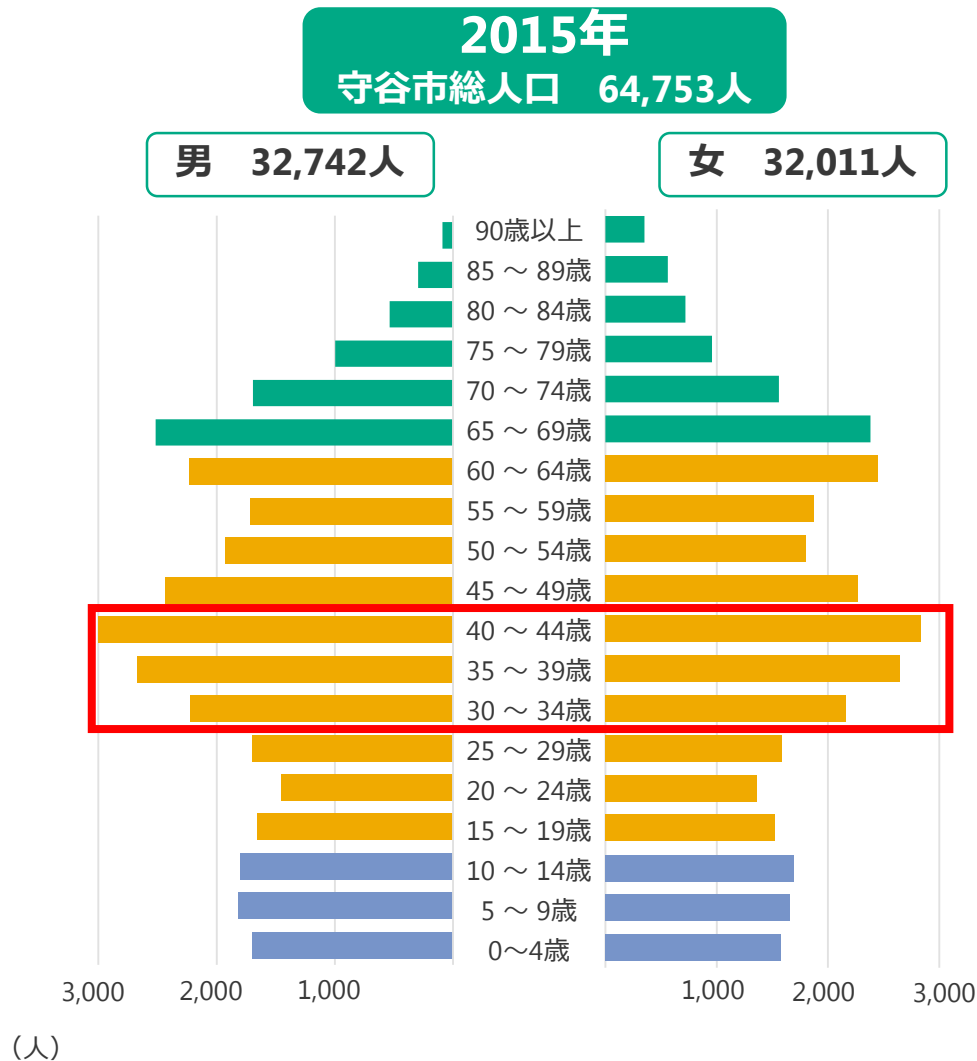
実測値：国勢調査（2015年）

推計値：国立社会保障・人口問題研究所

2-2. 人口の推移

将来の人口構造

- 2045年には**急速に高齢化が進み**、2015年と同規模の人口であっても**人口構造が大きく異なる**。



出典

2015年：国勢調査

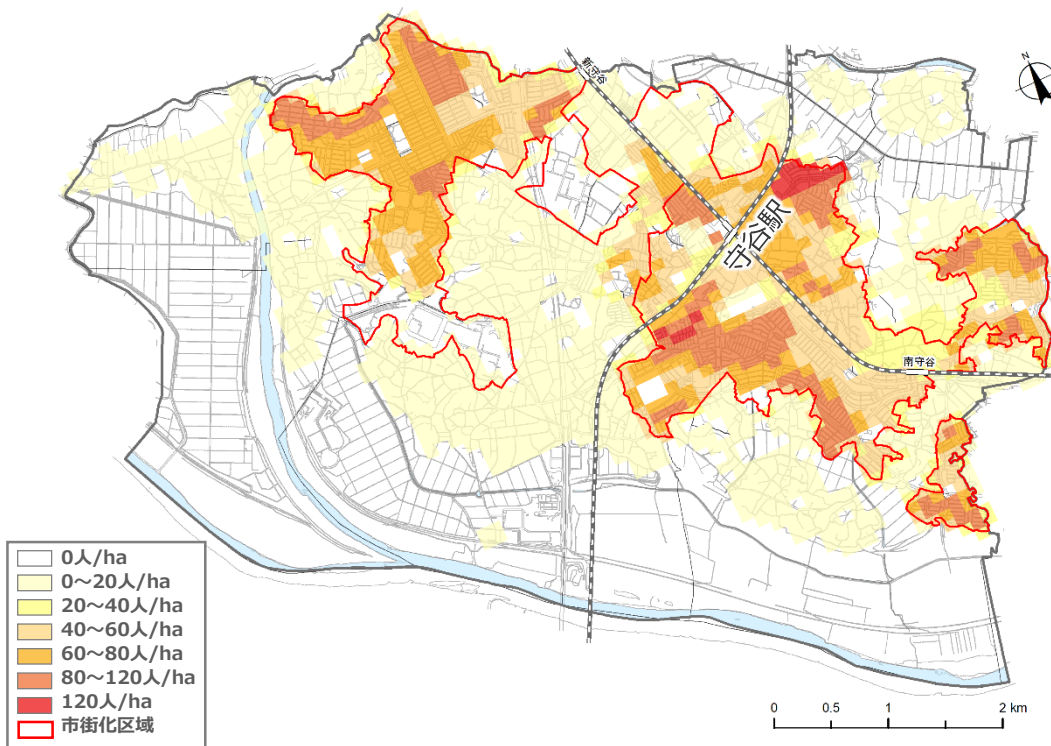
2045年：国立社会保障・人口問題研究所

2-2. 人口の推移

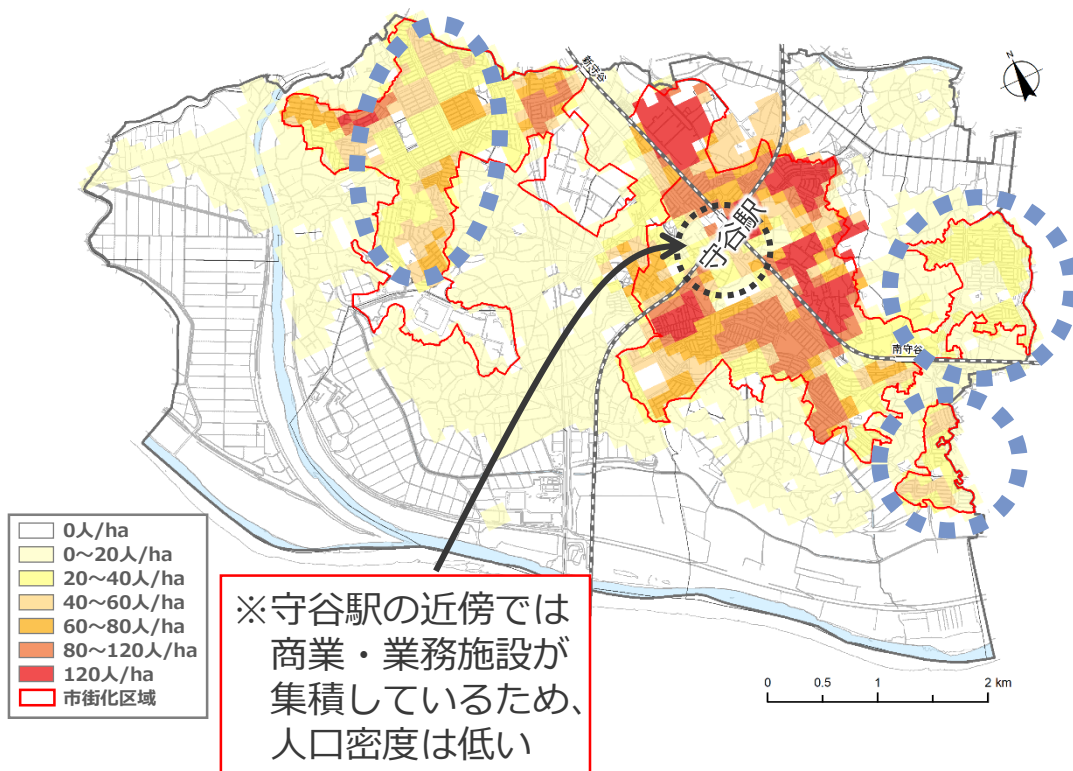
現在と将来の人口密度分布

- 2045年には、**守谷駅から離れたみずき野地区・美園地区・北守谷地区の一部エリア**等で人口密度が低くなっている。
- 守谷駅の周辺では人口密度が高くなっている。

2015年 人口密度分布



2045年 人口密度分布

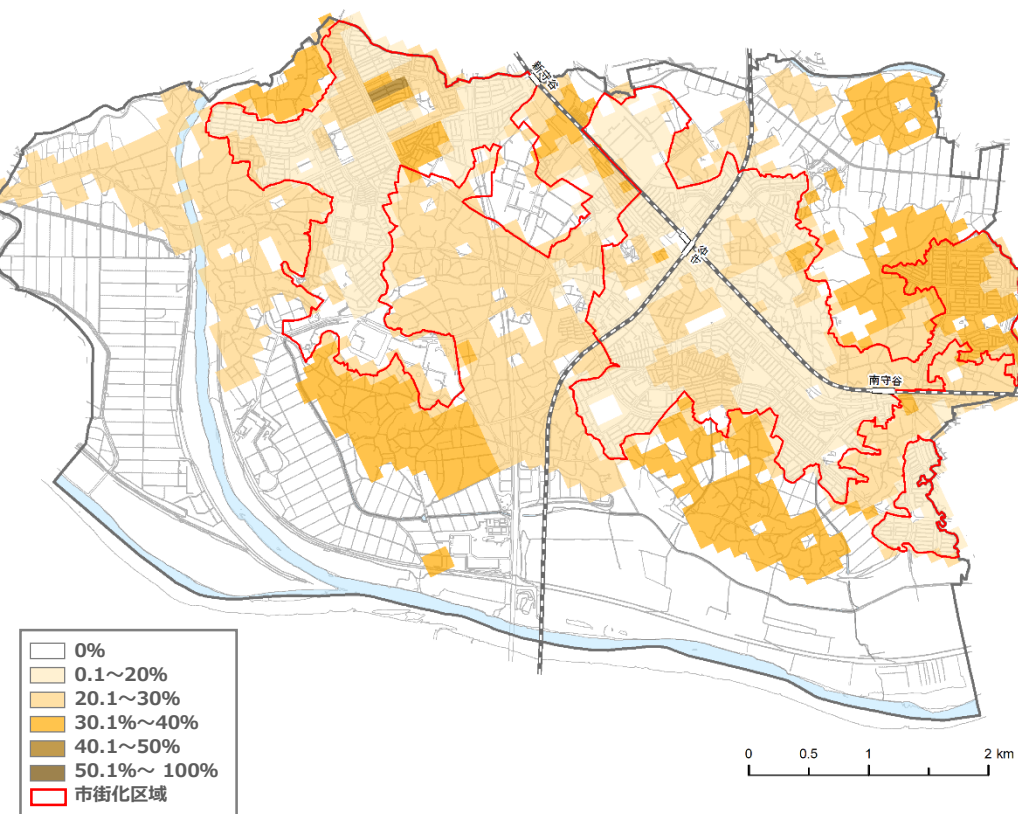


2-2. 人口の推移

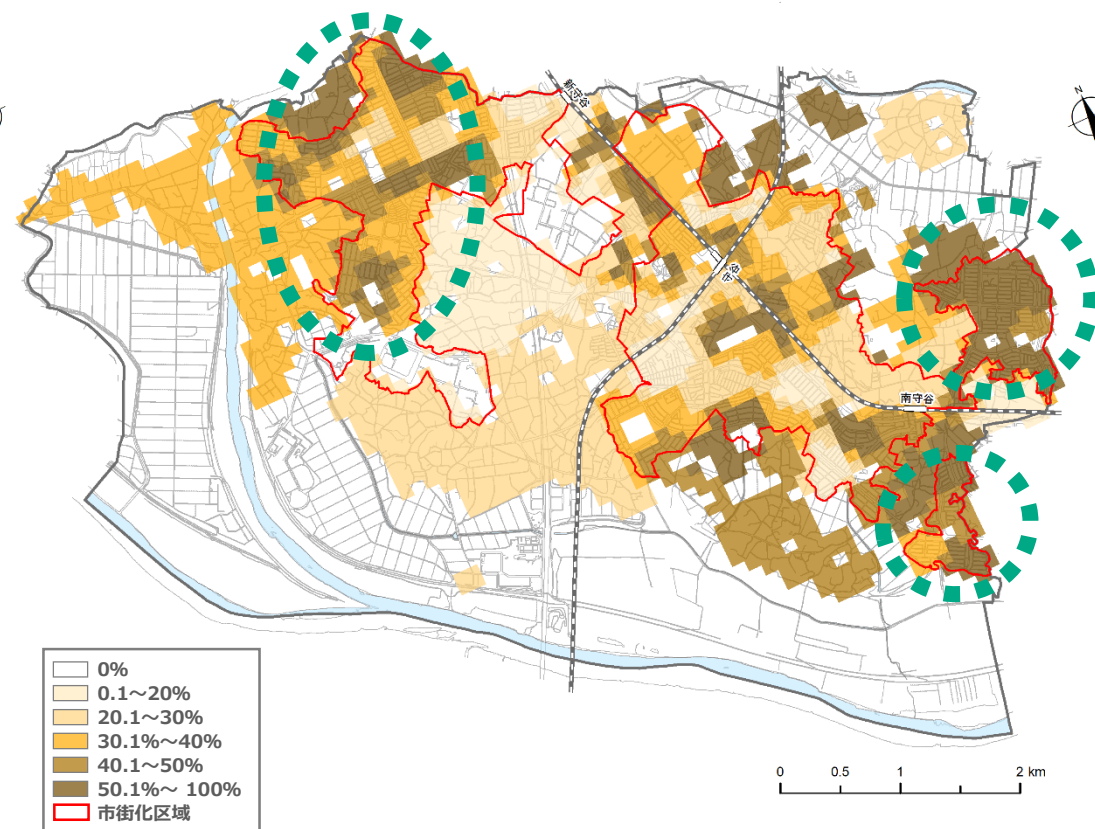
現在と将来の高齢化率分布

- 2045年には**市全体で高齢化率が高**なっており、特定の時期に整備された住宅地への一斉入居により、市街化区域内では**みずき野地区・美園地区等**のように、高齢化率が極端に高い地域も見られる。

2015年
高齢化率（100mメッシュ）



2045年
高齢化率（100mメッシュ）



2-2. 人口の推移

人口の推移からみた課題

課題 1

特定の時期に整備された住宅地で急速に高齢化が進行し、
地域活力の低下や生活サービス機能に対する
ニーズ変化が起こる可能性がある

課題 2

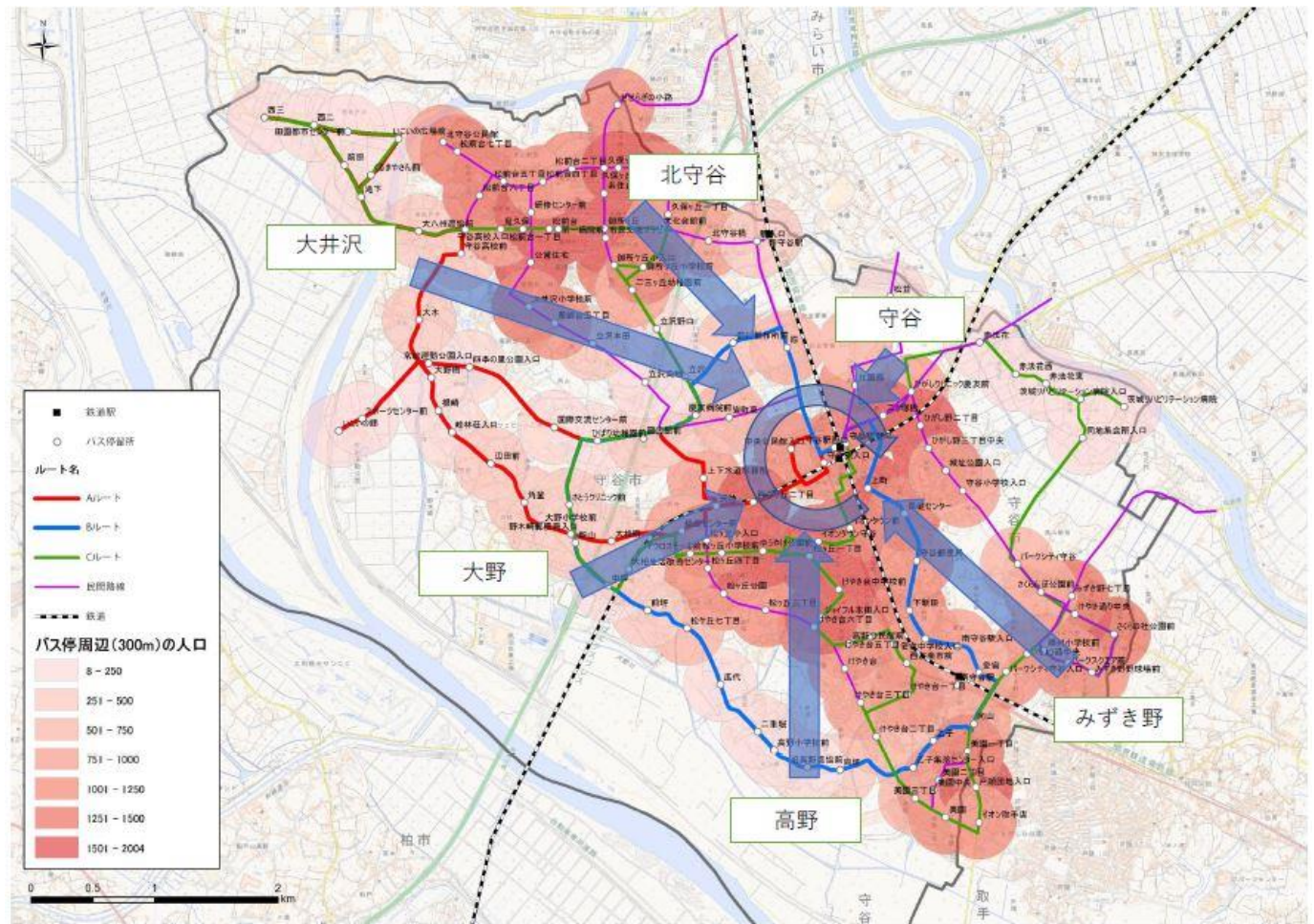
生産年齢人口が減り、
市の税収入低下や産業の停滞などにつながるおそれがある

2-3. 公共交通の状況

バスネットワークの考え方

- 市民の移動が、守谷駅周辺やイオンタウン守谷への移動が多いこと、来街者は鉄道駅から駅周辺の企業等への移動が多いこと等をふまえて、**各地区の拠点から鉄道駅へのバスによるネットワークを確保**することを目指す。

出典 守谷市地域公共交通網形成計画

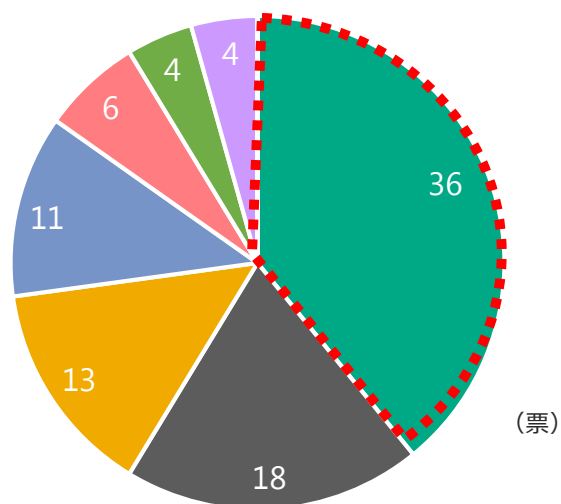


2-3. 公共交通の状況

守谷市地域公共交通網形成計画の策定

- 現状の公共交通網や市民意向を踏まえて、「守谷市地域公共交通網形成計画」を策定した。

市民アンケート 「バス利用における問題点」

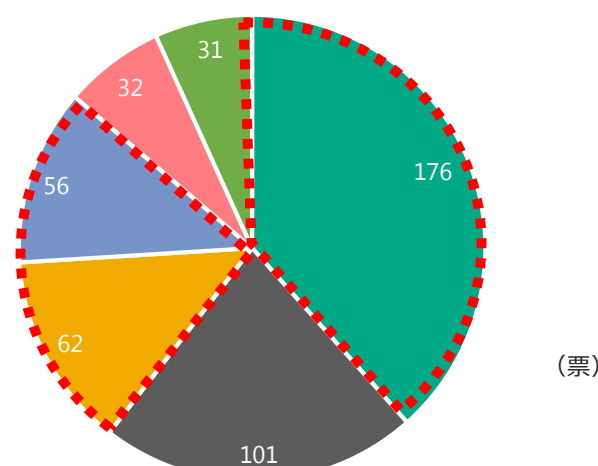


- 運行本数が少ない
- バスの数が多いすぎる
- その他
- 混雑する
- 乗り心地が悪い
- 鉄道との乗り継ぎが悪い
- 運賃が高い
- 時刻表通りにバスが来ない
- 近くに停留所が無い
- 記入なし

課題

守谷市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通網再編の取組と連動し、
効率的な都市構造・土地利用を実現する必要がある

市民アンケート 「将来のバス利用について」



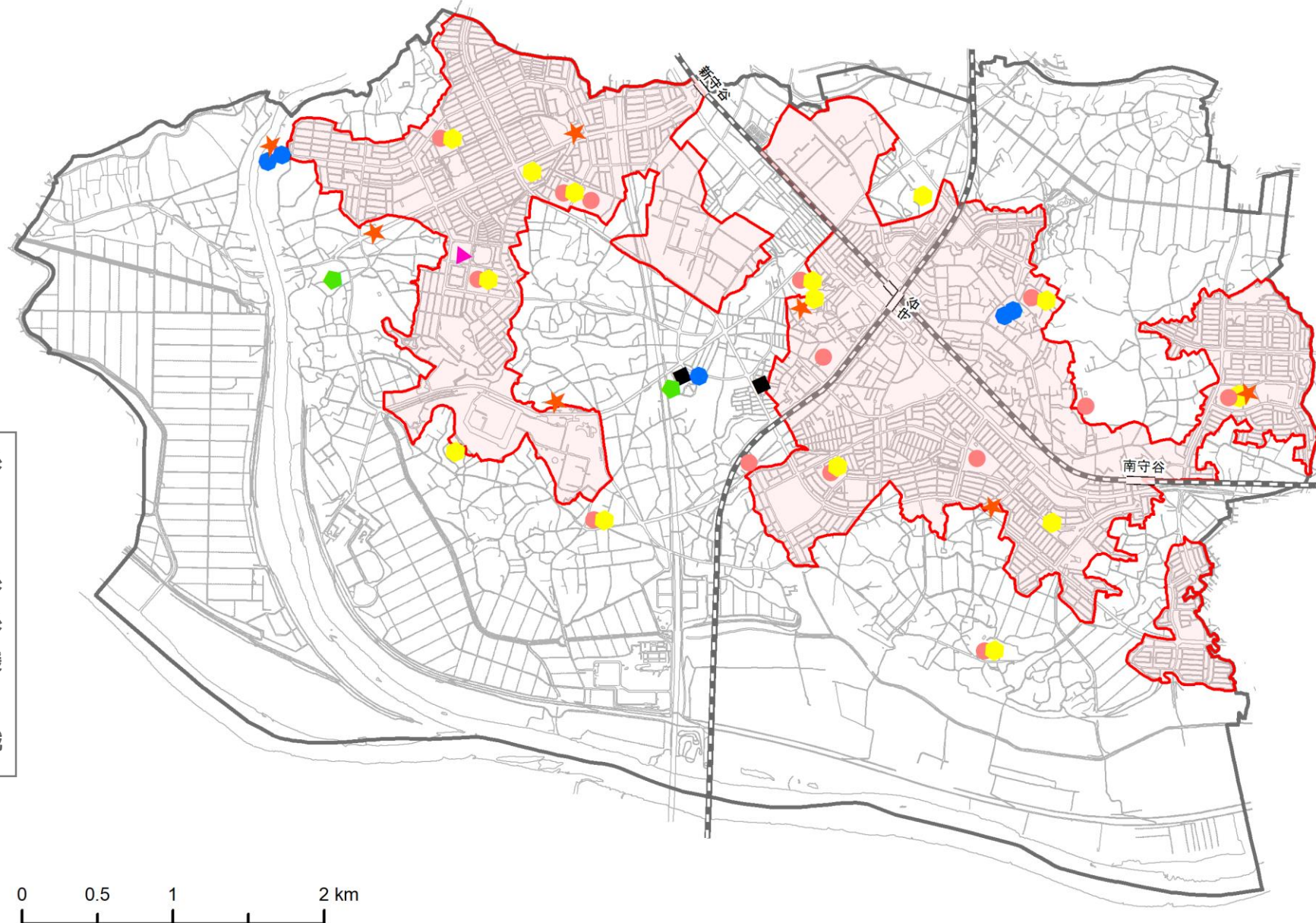
- 今は自家用車が中心であるが、ゆくゆくはバスを利用したい
- 今後も自家用車利用が中心で、バスは利用しないと思う
- 身近にバス停（バスルート）があれば利用したい
- 出来る限り、利用して行きたいと思う
- その他
- 積極的に利用して行きたいと思う

出典 守谷市地域公共交通網形成計画

2-4. 建物施設の状況

建物施設の立地状況

- 市が保有する建物施設のうち、行政機能や交流機能を持つ施設は市街化調整区域にも点在している。

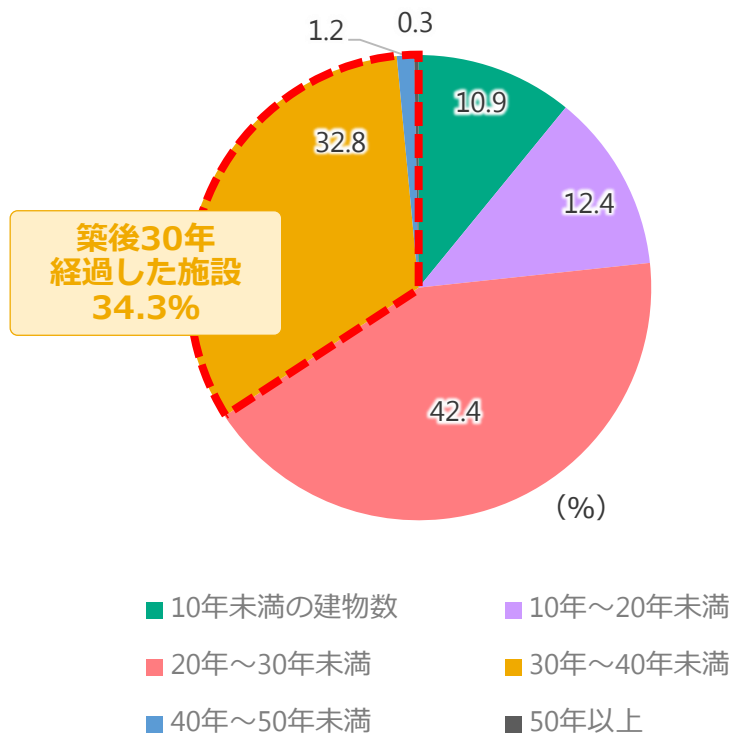


2-4. 建物施設の状況

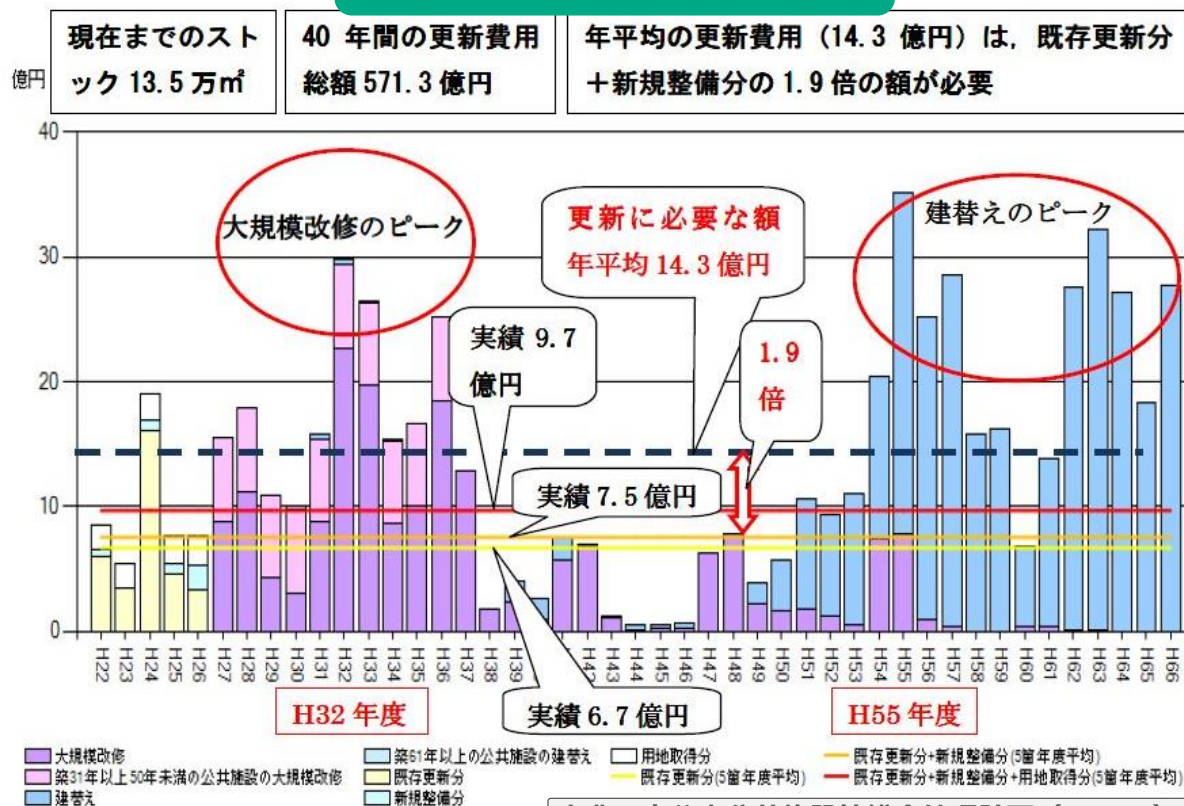
建物施設に係る維持管理費の負担額

- 市が保有している建物施設のうち、一般に大規模改修を行う目安とされる**築後30年を経過している建築物は全体の34.3% (46,381㎡／135,378㎡)**を占めている。(H28.2時点の延床面積から算出)
- 近い将来に多くの建物施設が**改修・建替え時期を迎え多額の費用が必要**になる。
- 一方で、**人口減少等による市税収入の伸び悩み、財政状況の悪化が見込まれる。**

市で保有する建物施設の 経過年数の割合



建物施設の経年推移



出典 守谷市公共施設等総合管理計画 (H28.2)

2-4. 建物施設の状況

建物施設の現状からみる課題

課題 1

建物施設の老朽化が進行し、維持・更新コストの負担が大きくなる

課題 2

建物施設の集約・再編による効率的な運営・維持管理を実現するとともに、将来の人口構造や分布に対応した市民サービスの充実を図る必要がある

2-5. 土地利用と住宅の状況

本市の土地利用状況

- 本市では、北守谷地区・守谷地区・みずき野地区・高野地区（美園）等の、市の北から南東にかけて住宅用地が広がっている。

2015年の土地利用状況



2-5. 土地利用と住宅の状況

守谷駅東口市有地の利活用

- 守谷駅東口から徒歩5分程度の距離にある、**1.2haの市有地が未利用地**となっている。
- 守谷市総合計画審議会において、市有地の活用方法について「市民のために積極的に活用できるよう売却はせず、駅周辺のまちづくりに役立ち、市を象徴するようなオープンスペースとして活用する」という方向性が示された。市はこの方向性に基づいて「守谷駅東口市有地利活用構想」を策定した。
- なお、「守谷市都市計画マスタープラン」において、守谷駅東口市有地が含まれる守谷地区は、**都市の顔となる広域的な拠点づくり**を目標としている。

「守谷駅東口市有地利活用構想」 による利活用方針

1. 市の公有地として公益目的による利活用を図る。
2. 守谷市の住みよさを象徴するようなオープンスペースによる利活用を基本とする。
3. 長期にわたり守谷駅周辺のまちづくりに資するような利活用を図る。
4. 民間活力を導入し、市民、市、民間事業者の協働により利活用を図る。
5. 公有地の利活用における市の公的財政負担を必要最小限とする。

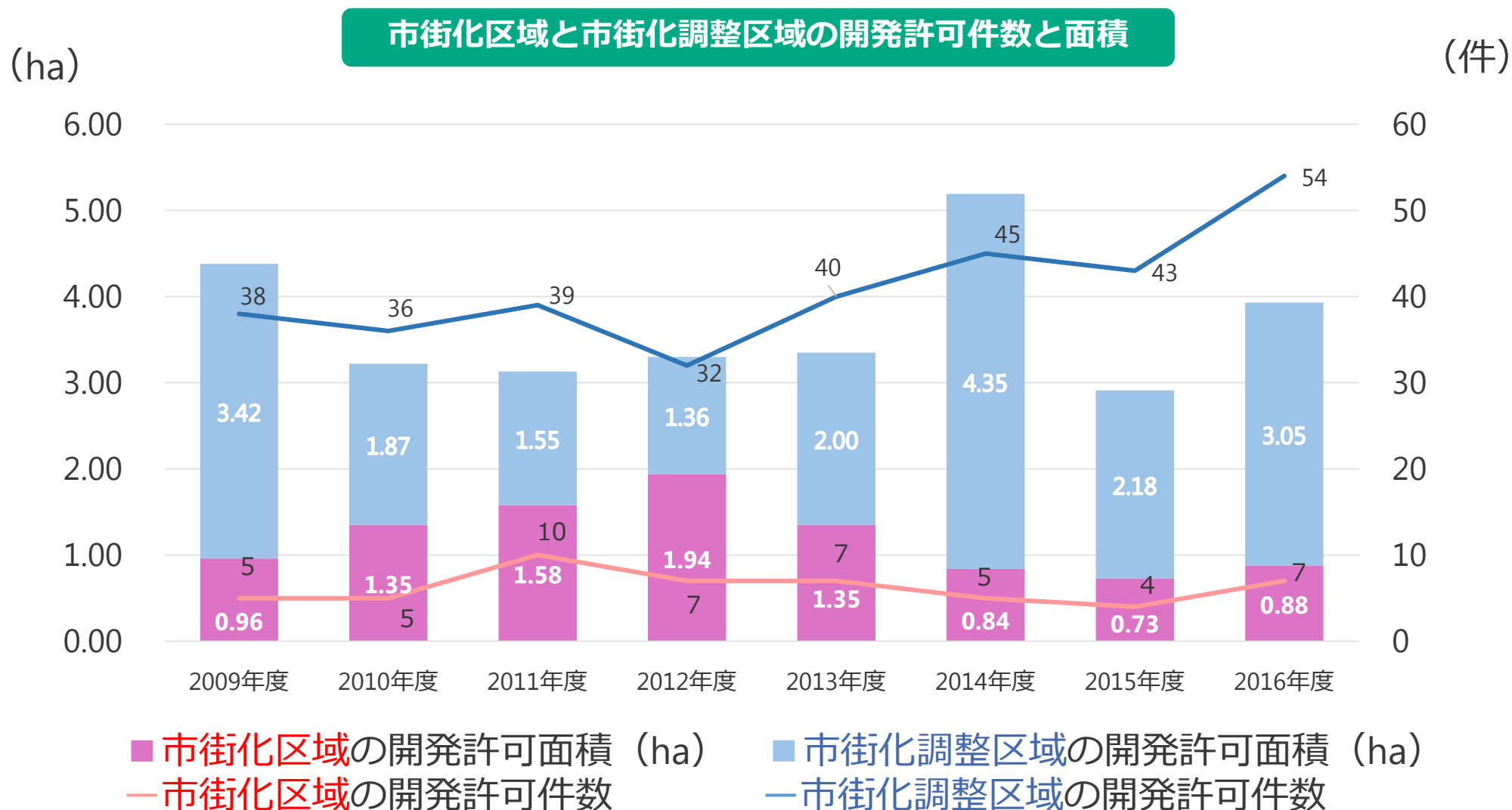
守谷駅東口の市有地



2-5. 土地利用と住宅の状況

開発許可件数と面積

- 2009年度からの開発許可件数を見ると、市街化区域では10件以下の推移となっている。市街化調整区域では毎年35～55件程度の開発許可が行われている。

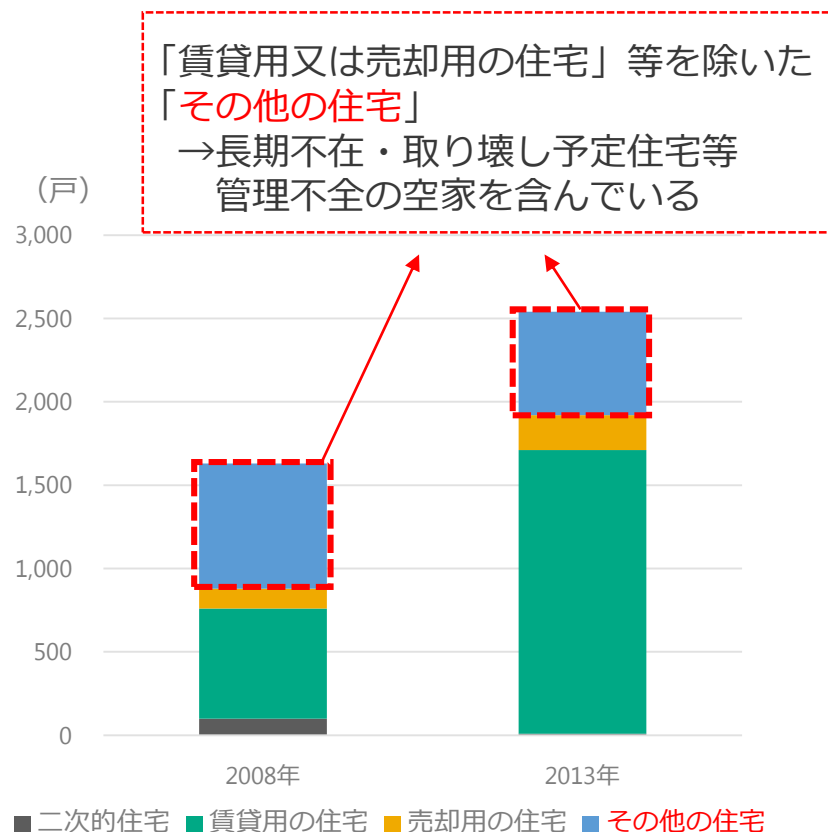


2-5. 土地利用と住宅の状況

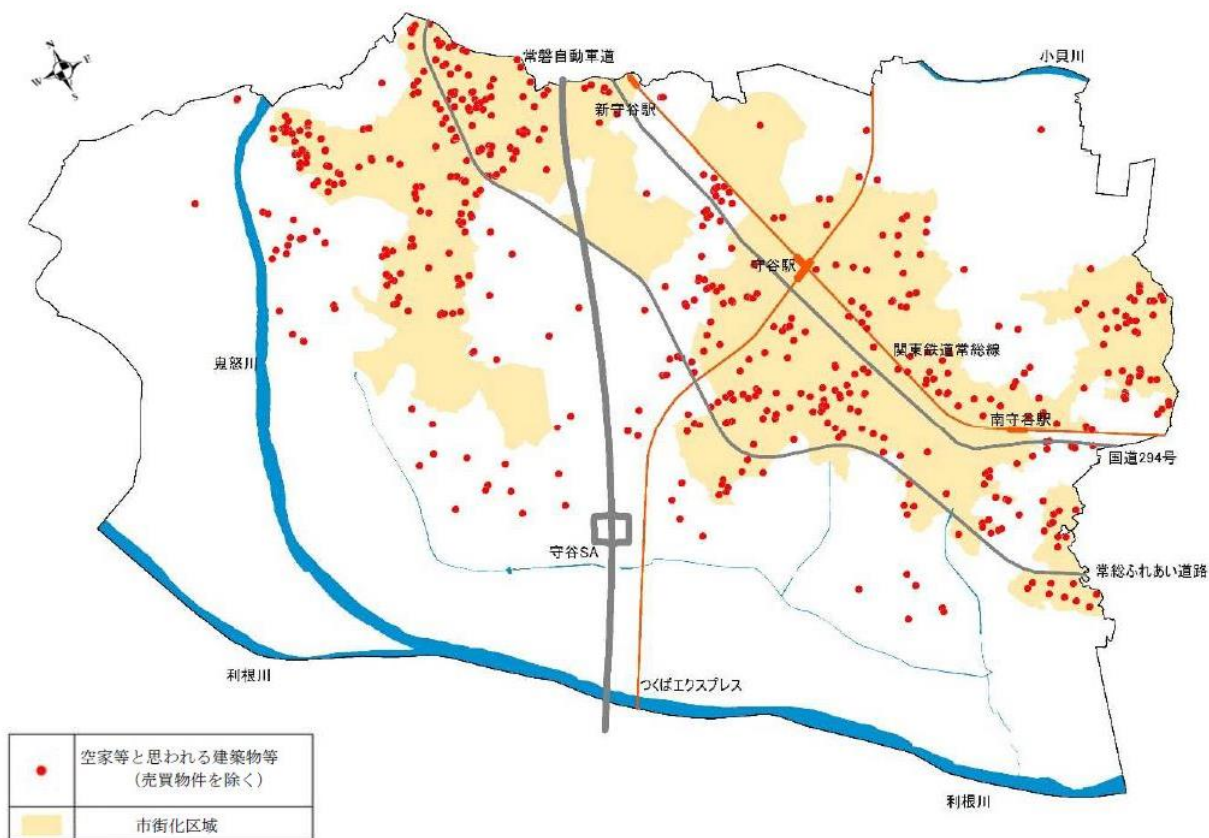
点在する空家の状況

- 地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化などに伴って、**空家等が分布**している。
- 今後空家等の数が増加すると、**市街地のスポンジ化**が進行し、安全性の低下、公共衛生の悪化、景観の阻害等の問題が一層深刻化することが懸念される。

空家数の推移



空家等と思われる建築物の分布状況



2-5. 土地利用と住宅の状況

土地利用と住宅の現状の課題

課題 1

守谷駅東口市有地を活用し、駅周辺の機能強化を図る必要がある

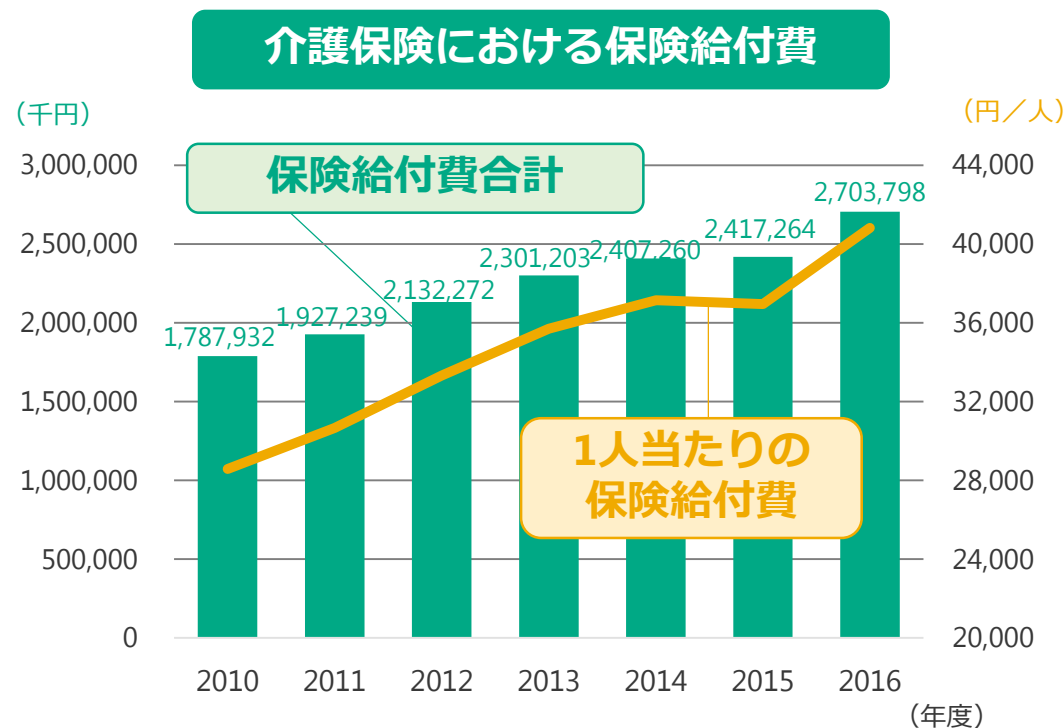
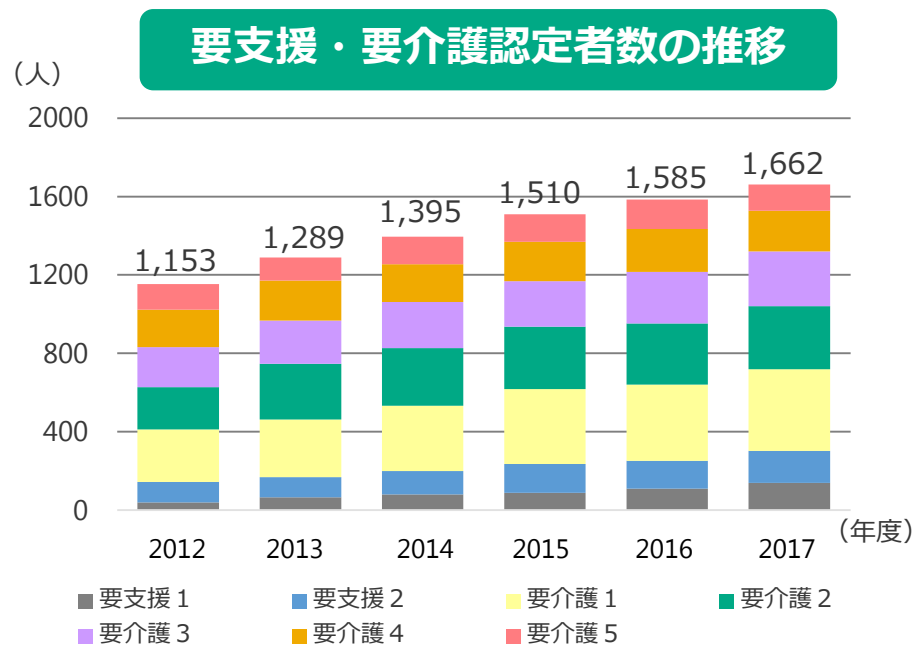
課題 2

空地・空家の増加に対しては、居住を誘導するエリアにおけるストック活用を促進し、都市環境の維持・保全を図る必要がある

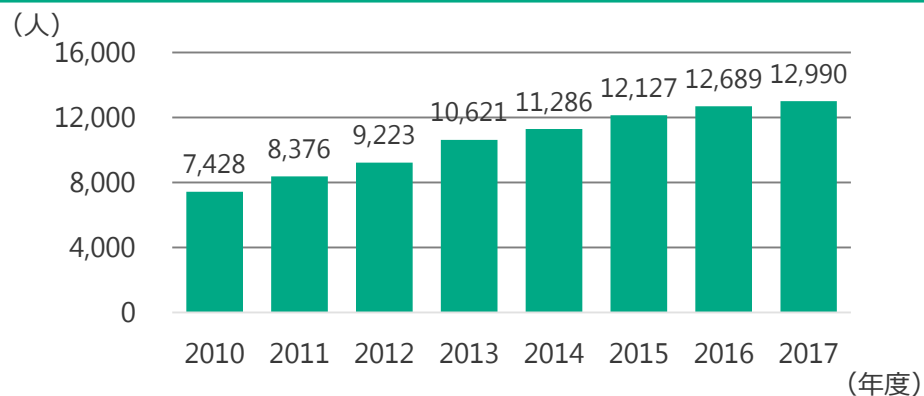
2-6. 医療・福祉の状況

要介護認定者数の状況

- 高齢化に伴い、要介護認定者が増加している。介護保険における保険給付費も増加しており、社会保障費負担が大きくなっている。



居住介護（介護予防）、サービス受給者の延べ人数



出典

【要支援・要介護認定者数の推移】

介護保険事業状況報告

【居住介護（介護予防）、サービス受給者の延べ人数】

①第2期守谷市地域福祉計画（2015年まで）

②介護保険事業状況報告（2016年以降）

【介護保険における保険給付費】

統計もりや（※各年4/1～翌年3/1）、住民基本台帳人口（※翌年3/1時点）

2-6. 医療・福祉の状況

医療・福祉の現状の課題

課題 1

今後さらに医療・福祉サービスの需要増大が見込まれる中、
効率的に施設・機能を維持することが求められる

課題 2

将来の人口分布や公共交通網を考慮して、
医療施設や福祉施設の効率的な規模や配置に留意する必要がある

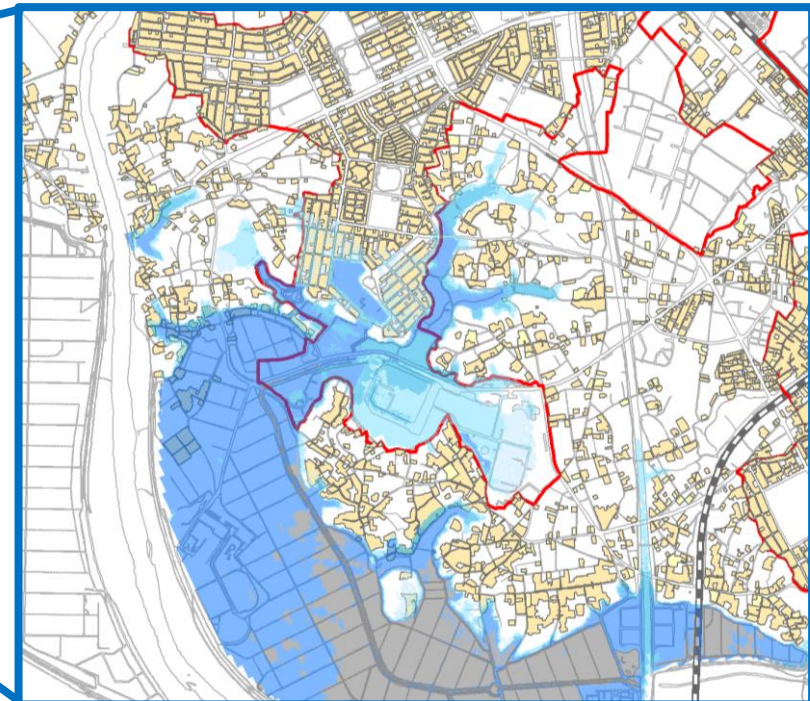
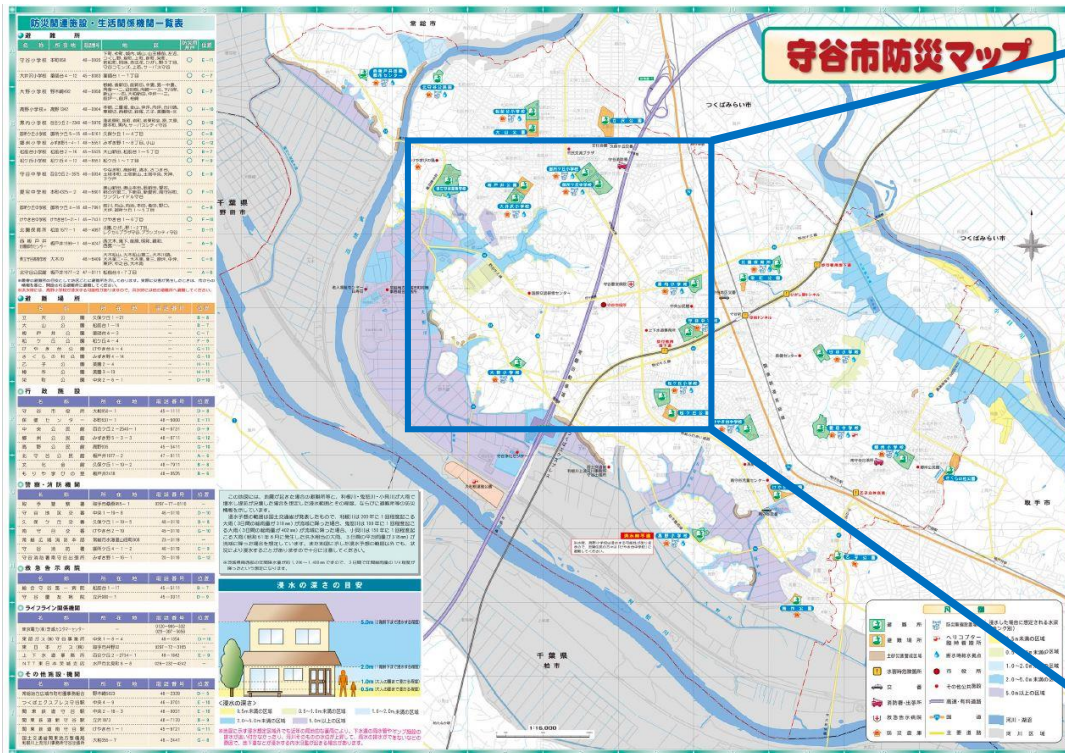
2-7. 防災の状況

ハザードマップからみる浸水状況

- 本市は利根川を挟み茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地である「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の東先端部に位置し、3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地勢となっており平均海拔はおおむね20mである。（守谷市地域防災計画より）

守谷市防災マップ

住宅用地と重なる
利根川浸水区域の図（一部）



住宅用地
併用住宅用地

浸水した場合に
想定される深さ

0.5m以下
0.5-1.0m
1.0-2.0m
2.0-5.0m
5.0m以上

2-7. 防災

防災の現状の課題

課題

各種の防災対策に加えて、安全性が確保されるエリアに居住を誘導し、安全・安心な市街地を形成していく必要がある

2-8. 課題のまとめ

人口の推移

- 特定の時期に整備された住宅地で急速に高齢化が進行し、地域活力の低下や生活サービス機能に対するニーズ変化が起こる可能性がある
- 生産年齢人口が減り、市の税収入低下や産業の停滞などにつながるおそれがある

公共交通の状況

- 守谷市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通再編の取組と連動し、効率的な都市構造・土地利用を実現する必要がある

施設の状況

- 建物施設の老朽化が進行し、維持・更新コストの負担が大きくなる
- 建物施設の集約・再編による効率的な運営・維持管理を実現するとともに、将来の人口構造や分布に対応した市民サービスの充実を図る必要がある

土地利用と住宅の状況

- 守谷駅東口市有地を活用し、駅周辺の機能強化を図る必要がある
- 空地・空家の増加に対しては、居住を誘導するエリアにおけるストック活用を促進し、都市環境の維持・保全を図る必要がある

医療・福祉の状況

- 今後さらに医療・福祉サービスの需要増大が見込まれる中、効率的に施設・機能を維持することが求められる
- 将来の人口分布や公共交通網を考慮して、医療施設や福祉施設の効率的な規模や配置に留意する必要がある

防災

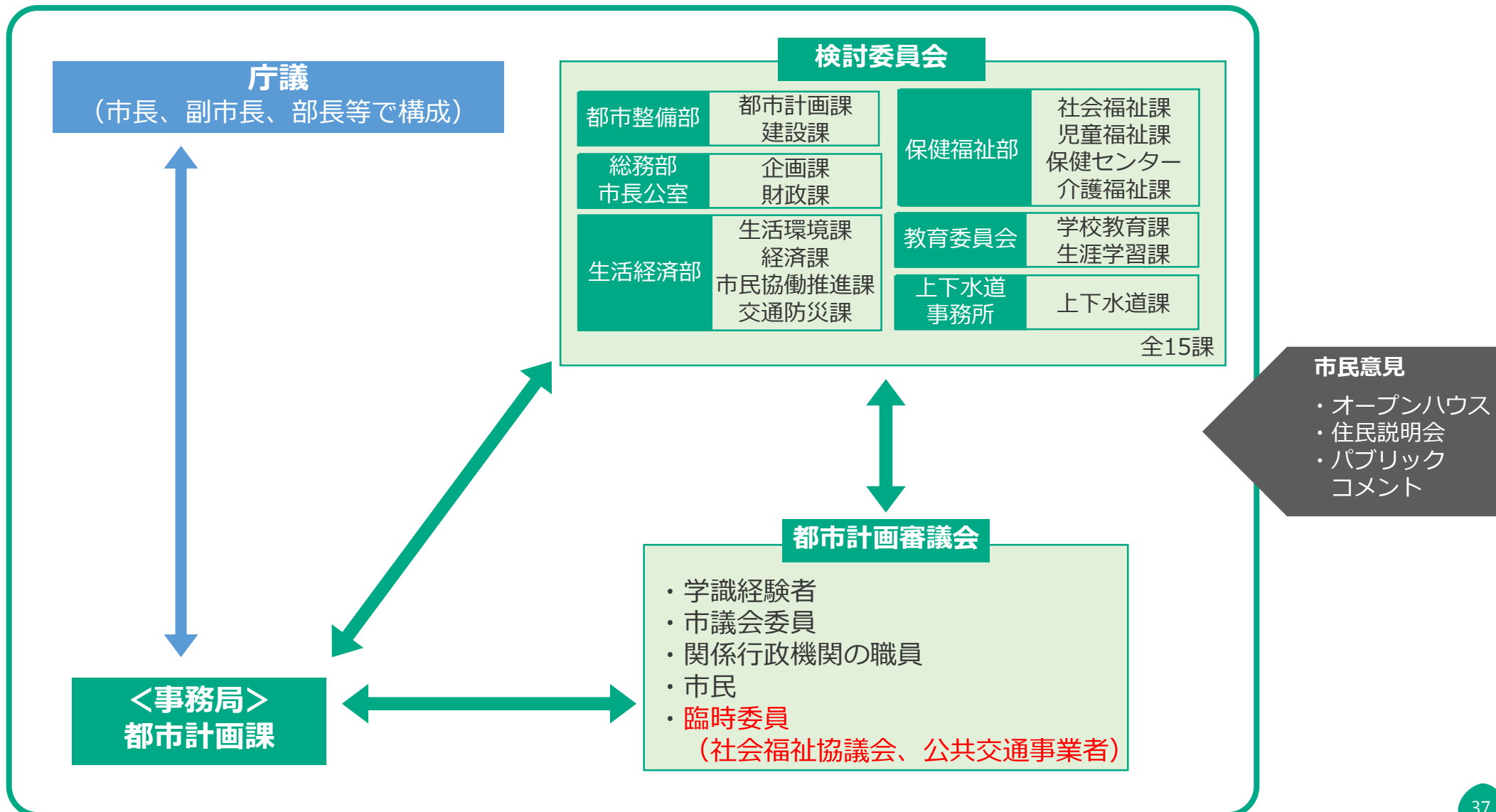
- 各種の防災対策に加えて、安全性が確保されるエリアに居住を誘導し、安全・安心な市街地を形成していく必要がある。

3. 守谷市立地適正化計画に 向けて

3-1. 立地適正化計画策定までの予定

検討体制

- 検討委員会において各分野の取組と整合を図る。
- また、市民からの幅広い意見を反映し、実効性の高い計画策定を進める。



3 - 1 . 立地適正化計画策定までの予定

スケジュール

- 2018年度から策定作業を開始し、2019年度中に計画策定を行う。

今後のスケジュール予定			
2018 年度	8月	【第1回】 検討委員会	立地適正化計画の説明
	9月	【第1回】 都市計画審議会	
	12月頃	【第2回】 検討委員会	現状・将来見通し分析、まちづくりの方針等検討
	2月頃	【第2回】 都市計画審議会	
2019 年度	7月頃	【第3回】 検討委員会	区域設定・誘導施策・誘導施設・目標値等の検討、 計画素案の検討
	9月頃	【第3回】 都市計画審議会	
	10月頃	オープンハウス	—
	10-11月頃	住民説明会	—
	11月頃	【第4回】 検討委員会	計画案の検討
	12月頃	【第4回】 都市計画審議会	
	1月頃	パブリックコメント	—
	2月頃	【第5回】 検討委員会	計画案の再集化
	3月頃	【第5回】 都市計画審議会	

参考資料：人口ビジョンにおける人口目標

人口目標水準：2060年に70,000人程度の維持
人口構造：2060年までに「若返り」への転換点を迎える

- 出生率の回復，若・中年世代の流入促進を進め，2060年の目標人口を69,159人とします。
- 第二次総合計画における目標人口（2021年に70,200人）には時間軸でやや遅れるものの，ピーク人口（2035年に71,500人程度）を踏まえながら，長期的には人口『7万人』という規模感をもったまちづくりを進めていきます。
- また，出生率の回復による年少人口割合の安定を中心に，2060年までに人口構造の「若返り」（高齢化率の低下傾向への反転）を目指します。

